

第 8 5 号議案

災害等の被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正について

災害等の被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 4 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

災害等の被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

災害等の被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

災害等の被害者に対する市税の減免に関する条例（昭和33年蒲郡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「合計所得金額（」の次に「法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、」を加え、「附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。